

燕市燕地内における砒素による土壌汚染に係る  
周辺地下水の調査結果について(終報)

燕市燕地内の事業場において、事業者が実施した土壌調査の結果、砒素が土壌溶出量基準値を超えて検出されたこと(9月25日県公表)を受け、県では、周辺の地下水調査を実施しました。

その結果、砒素が環境基準を超えて検出されましたが、周辺に砒素を使用する事業場がないため、地質的な要因によるものと考えられます。

## 1 概要

- (1) 調査地点：燕市燕地内4地点
- (2) 試料採取日：令和7年12月11日
- (3) 基準値超過状況：4地点中1地点

## ○ 地下水

単位：mg/L

調査項目	調査結果	環境基準値	検出下限値
砒素	0.018 (1地点) 0.007 (1地点) 検出されず (2地点)	0.01 以下	0.005

## 2 県の対応

- ・今回の環境基準値を超過した調査地点周辺の井戸の設置状況を確認したところ、水道水源、営業用井戸、飲用井戸及び農業用井戸がないことを確認しました。

## (参考)

## ○ 砒素及びその化合物

## 1 健康への影響

皮膚炎、末梢神経障害、腎障害を及ぼすといわれている。また、発がん性のある物質といわれている。

## 2 用途

トランジスタ、半導体、ガラス、顔料、木材の防腐剤等に使用。

本件についてのお問い合わせ先  
環境対策課〔担当〕遠藤  
(直通) 025-280-5157 (内線) 2716